境内建物に関する届出について

１　境内建物に関する届出について

他の都道府県内にも境内建物を備える宗教法人の所轄庁は、宗教法人法第５条第２項により、文部科学大臣となります。

新たに他の都道府県内にも境内建物を備えることとなった場合、他の都道府県内に境内建物を備えないこととなった場合にはそれぞれ届け出が必要です。

２　新たに他の都道府県内にも境内建物を備えることとなった場合

　　他の都道府県内にも境内建物を備えることとなった後、速やかに、福岡県知事を経由して文部科学大臣に届け出ます。

提出しなければならない書類は以下のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出書類 |  | 備考 |
| 境内建物に関する届出（福岡県知事宛） | ◎ | 法人名、法人住所、代表役員名、電話番号を記載 |
| 境内建物に関する届出（文部科学大臣宛） | ◎ | 法人名、法人住所、代表役員名、電話番号を記載 |
| 境内建物に関する概要 | ◎ |  |
| 建物登記簿謄本（原本）又は賃貸借等の契約書類（写し） | ◎ | 賃借契約に基づくものも含むが、一時的に建物を借用するものは除く。 |
| 土地登記簿謄本謄本（原本） | ◎ |  |
| 字図 | ◎ |  |
| 寄付証書 | △ |  |
| 境内地・境内建物配置図 | ◎ |  |
| 当該施設の使用状況を示す写真 | ◎ | 宗教活動を外形的・客観的に把握するため①看板②本堂（礼拝施設）③各部屋④施設全体（境内地も含む）⑤施設内での宗教行事中の写真 |
| 位置図（案内図） | ◎ | 近隣の公共交通機関からの道順を示した案内図。 |
| その他 | △ | 文化庁宗務課から要求された資料　等 |

※◎は必ず必要なもの、△は場合によっては必要なもの。

※（写し）には、代表役員の原本証明をお願いします。

３　他の都道府県内に境内建物を備えないこととなった場合

　　他の都道府県内に境内建物を備えないこととなった後、速やかに、文部科学大臣に届け出ます。

提出しなければならない書類は以下のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出書類 |  | 備考 |
| 境内建物に関する届出（文部科学大臣宛） | ◎ | 法人名、法人住所、代表役員名、電話番号を記載 |
| 理由書 | ◎ |  |

※◎は必ず必要なもの、△は場合によっては必要なもの。